

資料1

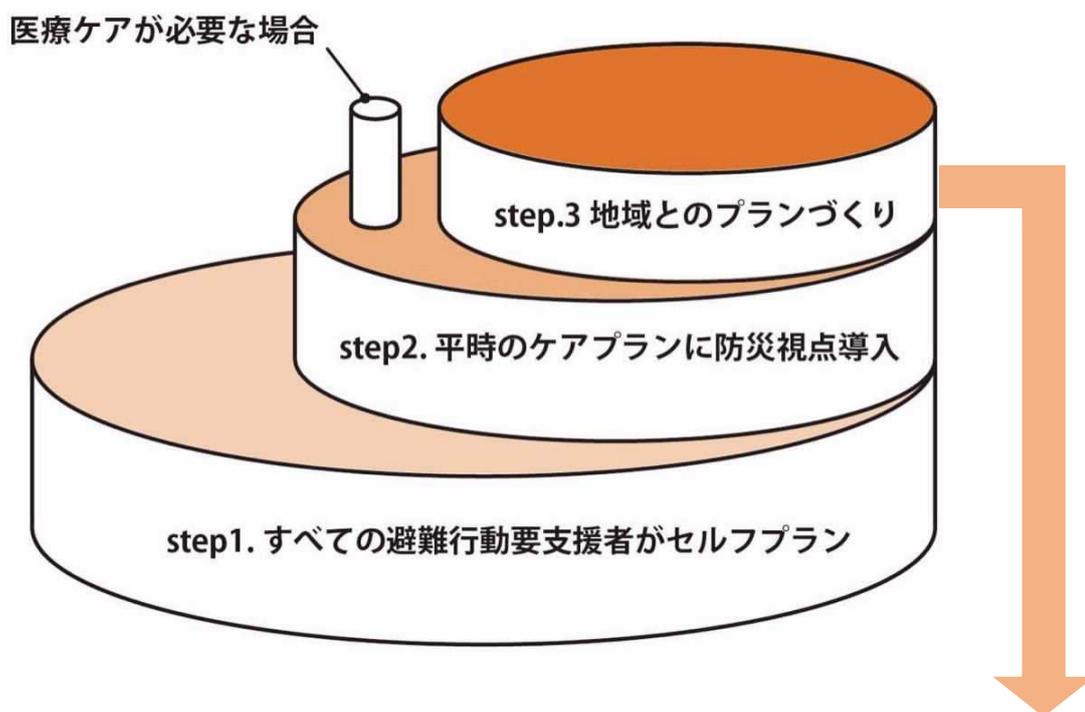
第2回播磨町防災と福祉の連携促進事業検討委員会 参考資料

避難のための個別支援計画を作成するためのステップのイメージ図

第1ステップ:セルフプランシートにより、自ら避難の計画を立て、自主防災組織に提出する。セルフプランシートは、避難行動要支援者名簿登録同意書と兼ねることで、負担を軽減する。

第2ステップ:介護・障害福祉サービス利用者に対しては、介護支援専門員・相談支援専門員が作成するケアプランに防災視点を導入していただくよう、協力依頼をする。(定期的な意識付け)

第3ステップ:本人を中心とし、地域、福祉専門職が地域、福祉専門職が共に、避難のための個別支援計画を作成する。(モデル事業の方法)



令和3年1月29日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事監（避難生活担当）、消防庁国民保護・簿細部防災課発出通知「避難行動要支援者の避難に係る取組の準備及びこれに伴う地方財政措置の拡充等について」からの抜粋

1、個別支援計画

(1) 優先度を踏まえた個別避難計画の作成及び作成経費に対する地方交付税措置について

作成に際しては、要介護3～5の高齢者や身体障害者手帳1級・2級等を所持している者等の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など、計画作成の優先度が高いと地方公共団体が判断する者について、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、おおむね5年程度で個別支援計画の作成に取り組んでいただきたいと考えていること。